

業務委託仕様書

1 委託内容

仮置きしている漂着ごみ（産業廃棄物）の収集・運搬及び処分を行うものとする。

2 業務期間

令和4年2月15日（火）まで

3 漂着ごみ（産業廃棄物）の種類・数量、仮置き場所

① 予定数量 270m³

別紙内訳表のとおり

② 仮置き場所

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷87番地 小値賀町西目最終処分場

4 現場説明の日時場所

現場説明なし

5 業務範囲 収集・運搬及び処分に関する事項

① 仮置きしている漂着ごみ（産業廃棄物）の収集・運搬及び処分までの処理業務とする。

② 漂着ごみ（産業廃棄物）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。

③ 収集場所等においては、取り残しがないよう最低限の清掃を行うこと。

④ 処分業務については、破碎、焼却又は埋立てまでの最収処分までを行うこと。

6 安全対策

漂着ごみ（産業廃棄物）の収集・運搬及び処分作業に際しては、安全確保に注意を払うこと。

7 損害賠償

履行過程において、建物及び従属物等に対し、請負者の責により損傷、破損、遺失等の損害を与えた場合は、建物及び従属物については、原形復旧するものとする。

8 業務完成報告

① 請負者は、漂着ごみ（産業廃棄物）の最終処分業務が完了した後、直ちに業務完成通知書を作成し提出すること。

② 収集・運搬業務には、運転区間に応じてマニフェストB2、B4又はB6で、処分業務はD票に替えることができる。なお、業務の最終的な報告としてマニフェストE票は必ず提出すること。

9 その他

① 請負者は収集・運搬、処分業務許可証の写しのほか、「産業廃棄物収集運搬（処分）業者指定届出書」（様式1）及び「産業廃棄物の最終処分までの運搬方法・運搬経路報告書」（任意）を落札後、10日以内に建設課へ提出すること。（期間厳守）

② 本業務を履行するために必要と認められる事項は、関係法令に従い当事者が誠意を持って協議の上、これを決定する。